鶴岡市告示　第566号

下記の者、居所不明等により通知書等の送達が不能となったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び鶴岡市市税条例（平成17年鶴岡市条例第67号）第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき書類は総務部納税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年11月10日

鶴岡市長　佐藤　聡

記

送達を受けるべき者

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者	備考
1	地方税法の規定による書類	長澤　江理	
2	地方税法の規定による書類	菅原　一美	
3	地方税法の規定による書類	五十嵐　正一	
4	地方税法の規定による書類	佐藤　元気	
5	地方税法の規定による書類	若生　真雪	
6	地方税法の規定による書類	冨樫　鈴	
7			
8			
9			
10			